

東北北海道整備局 分収造林契約実績（平成30年度）

分収造林契約地の所在市町村	契約面積 (ha)	選定基準 ※注1	重点化基準 ※注2	B/C ※注3	備考(重点化基準の具体的内容)
北海道幌泉郡えりも町	35	ア	②	2.51	(水産孵化場)
北海道幌泉郡えりも町	35	ア	②	2.51	(水産孵化場)
北海道阿寒郡鶴居村	172	イ	①	1.92	(釧路川)
青森県十和田市	8	ア	①	1.54	(奥入瀬川～五戸川)
青森県十和田市	5	ア	①	1.54	(奥入瀬川～五戸川)
青森県十和田市	23	ア	①	1.56	(駒込川～奥入瀬川)
岩手県久慈市	10	ウ	②	1.44	(荷軽部・日野沢簡易水道)
岩手県遠野市	12	ア	①②	1.42	(①北上川 ②遠野部簡易水道)
岩手県遠野市	6	ア	①	1.43	(北上川)
岩手県一関市	10	ウ	①	1.36	(北上川)
宮城県登米市	12	ア	①	1.36	(北上川)
宮城県登米市	8	ア	①	1.36	(北上川)
宮城県栗原市	16	ア	①	1.60	(北上川)
宮城県栗原市	9	ア	①	1.64	(北上川)
宮城県栗原市	13	ア	①	1.64	(北上川)
秋田県秋田市	32	ア	①	1.98	(雄物川)
秋田県大館市	17	ウ	①②	2.01	(①米代川 ②比内町上水道浄水場)
秋田県山本郡八峰町	37	ウ	①	1.55	(米代川)
山形県新庄市	21	イ	①	1.87	(最上川)
山形県最上郡最上町	10	イ	①	1.72	(最上川)

注1 選定基準は次のとおり。

ア：無立木地 イ：散生地 ウ：粗悪林相地

注2 重点化基準は次のとおり。備考欄に重点化基準の具体的内容を記載。

①：2以上の都府県にわたる流域または1級水系を含む流域

②：ダム、簡易水道を含む水道施設等の上流等

注3 「B/C」：便益(B)を費用(C)で除算した値。林野公共事業の採択基準は、 $B/C \geq 1.00$ 。